

## 10月企画運営委員会次第

日 時 平成26年10月16日(木)14:30～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

### 開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 県補助金等について
  - (2) 「保育の日前夜祭」について
  - (3) 子ども・子育て支援新制度説明会認定こども園向け全国説明会について
  - (4) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 14-10
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

### 閉 会

※12月企画運営委員会(予定)

平成26年12月5日(金)14:30～ 横浜新都市ビル(そごう横浜店)9階

横浜新都市ホールミーティングルームNO・3

神奈川県県民局次世代育成部長

石 川 信 之 様

## 平成27年度保育所に対する要望書

平成27年度より子ども・子育て支援三法における認定子ども園制度がスタートいたします。神奈川県・県内市町村におかれましては、長年にわたり民間保育所運営費負担金制度による支援をしていただきましたが、神奈川県の緊急財政対策により今年度限りで廃止の動きが出ていると聞き及んでいます。

しかしながら、私ども保育所は認定子ども園制度を視野に入れ、新たなる制度や待機児童対策による保育所運営を急務とされております。その中で、保育士の確保につきましては各保育所が努力しておりますが、その結果が伴っていない状況にあります。また、保育士は神奈川県知事はその試験を行い、県知事から交付された保育士登録証により保育の業務に就いており、いわば神奈川県知事の任用に等しい資格であることから、保育士処遇の改善にお力添えいただきたいと考えます。

そこで、下記の要件について県の広域自治体としての義務経費として市町村とともにご検討していただけますよう要望いたします。

### 1. 保育士の配置について

保育士の配置につきましては、短時間保育士への支援としての助成、開所日数と時間、保育士の40時間労働条件等にあわせた人件費が必要と考えます。また、乳児4人以上の対応と気になるこどもや保育士のメンタル面等に対する、看護師、臨床心理士や専任保育士の雇用等を具体的に検討していただきたい。また、施設

型給付における保育士配置は新制度の配置であることから、子育てするなら神奈川の支援策として、保育士配置を県・市町村において各1人ずつの加配をお願いしたいと考えます。

## 2. 保育士処遇の改善について

神奈川県におきましては、東京都と変わらない最低賃金とされております。現在の運営費や新たなる認定子ども園法の公定価格は、人件費が一定の積算とされているため、最低賃金が引き上げられることにより、保育所運営を圧迫してまいります。このことにより、東京都と同額の人件費負担分が必要と考えます。このことは、県内の都市部は地価の高騰等により、郡部は都市部に保育士が流れ確保が困難であること等により、県内一律の人件費が必要と考えます。

平成26年10月7日

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬

日本保育協会 神奈川県支部

支部長 伊澤 昭 治



## 「保育の日前夜祭」(第37回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成26年12月5日(金) 17:30~20:00  
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階 「浜風」  
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)  
(電話) 045(411)1111 (代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者  
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等  
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長  
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長  
(4) 神奈川県ゆりの会会長  
(5) 神奈川県保育士会会長  
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈  
(2) 来賓祝辞、紹介  
(3) アトラクション 緒方綾子氏 (ハーブ奏者、東京音大卒)  
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円  
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。  
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。  
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)  
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

平成26年9月30日

各保育園園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

「保育の日前夜祭」の開催について(ご案内)

朝夕涼しくなり、日ごとに秋の気配が感じられる時節となつてまいりましたが、皆様方にはますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業の促進につきましては、日ごろから格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「保育の日前夜祭」を別紙要領のとおり開催し、次代を担う子どもたちの育成に多大な貢献をされ、本年度表彰の栄を受けられました方々をお祝いいたしますとともに、保育の将来を語り合い、事業発展の糧といたしたいと存じます。

つきましては、貴園長様はじめ職員の皆様のご参加を賜り、盛会といたしたく存じますので、万障お繰り合わせのうえご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お手数をおかけいたしますが別記参加連絡票により、11月14日(金)までに県保育会事務局宛てお申込みいただくよう、よろしくお願いいたします。

〔県保育会事務局〕〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 県社会福祉会館内

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

別記 12/5 「保育の日前夜祭」参加連絡票

(保育園名)

(電話番号)

職 名	ご出席者のお名前	職 名	ご出席者のお名前
参 加 費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		

子ども・子育て支援新制度説明会認定こども園向け全国説明会（第2回）  
「議事次第」

日 時：平成26年9月18日（木） 13:00～17:00  
場 所：日本消防会館（ニッショーホール）

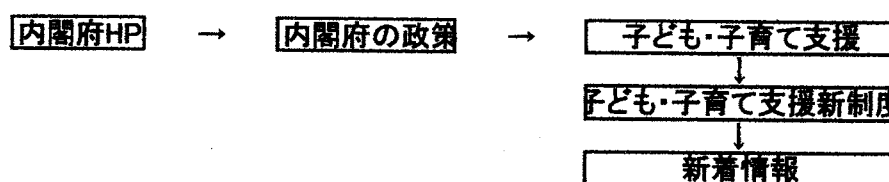
- 1 武川 内閣府政策統括官 挨拶
- 2 認定こども園の公定価格について
- 3 公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント

《休憩 10分程度》

- 4 利用者負担について
- 5 利用調整について
- 6 幼保連携型認定こども園とそれ以外の認定こども園について
- 7 私立幼稚園（教育標準認定子ども）に係る財政支援等について

《休憩 10分程度》

- 8 質疑

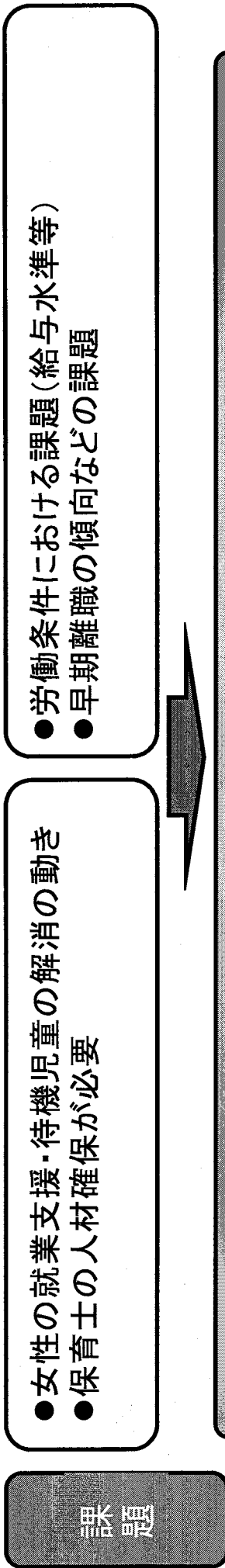


保育人材確保のための  
『魅力ある職場づくり』に向けて

平成26年9月

厚生労働省神奈川労働局

# 保育分野における人材不足対策について



人材不足解消＝魅力的な職場づくり・雇用管理の改善の取り組みが必要

## 業界団体による取り組み

- ◆ 業界における「雇用管理改善」の気運の醸成、「雇用管理改善」の取り組みの推進  
＝「働きがい・働きやすさのある職場づくり」
- ◆ 団体構成員（会員企業）に対する周知啓発、好取組事例等の普及
- ◆ 業界団体としての人材育成・企業支援等

## 行政による取り組み

- 未充足求人に対する条件緩和指導、フォローアップの実施
- 事業所見学会、就職面接会等の開催
- 有資格者等潜在求職者の開拓
- 職業訓練等による人材育成・確保
- 助成金制度を通じた事業所支援
- 業界団体等への要請

保育分野における雇用管理の改善＝人材の確保・保育サービスの充実

**対応**

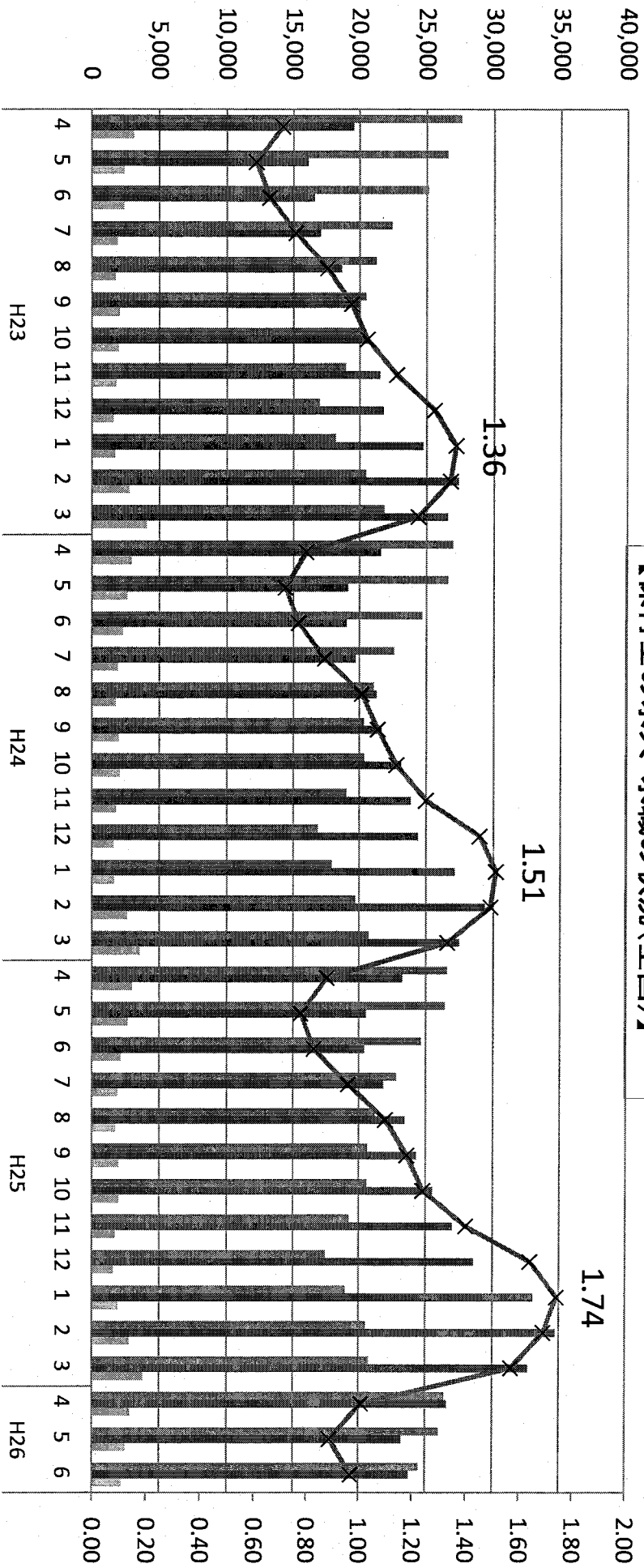


# 保育分野における人材不足の現状①【全国版】

○ 保育士の有効求人倍率は、1月頃にピークを迎え、平成26年1月では全国平均で1.74倍となっています。

## 全国の状況

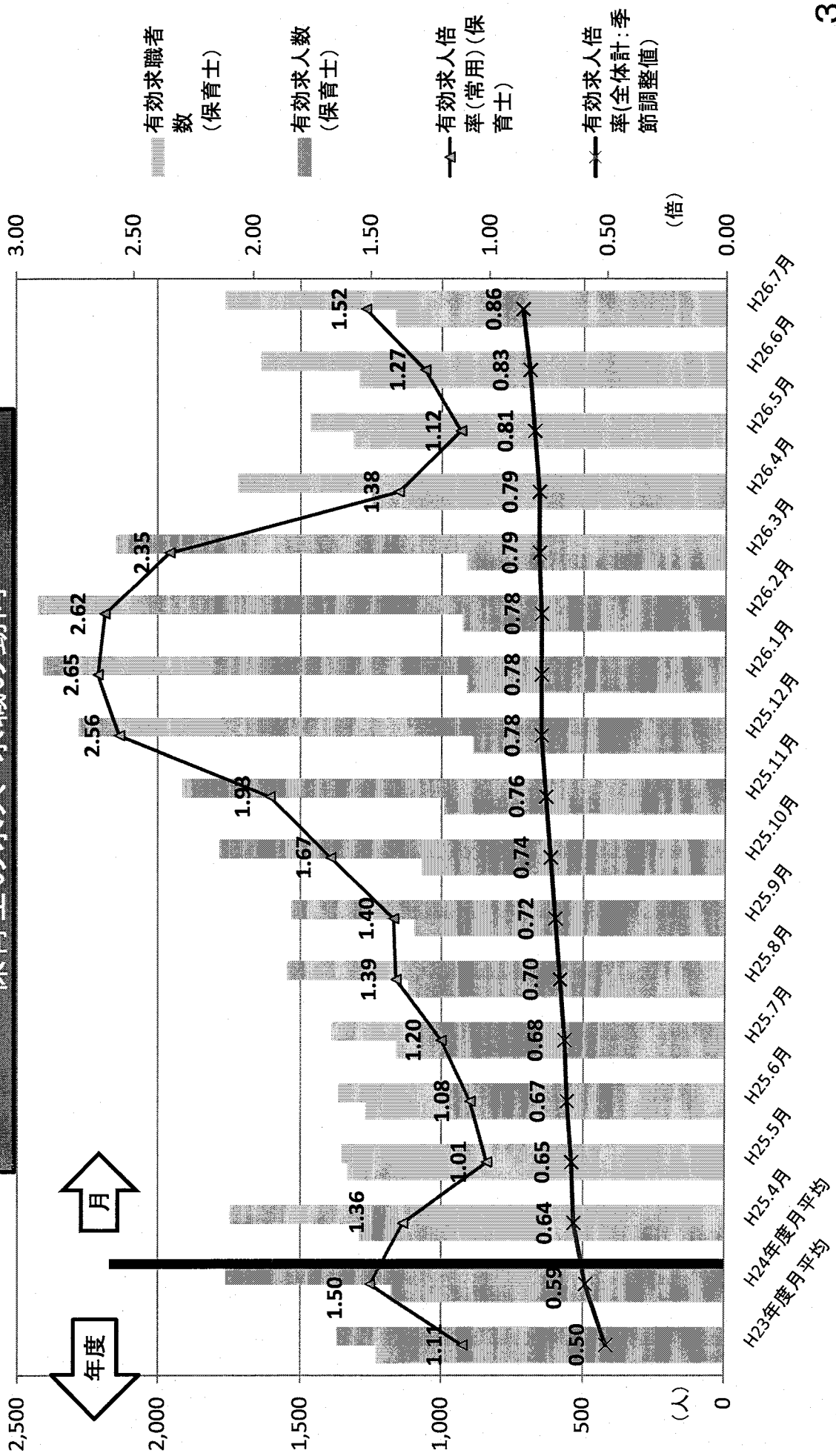
【保育士の求人・求職の状況(全国)】



【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」  
 ※有効求人倍率 = 有効求人人数 / 有効求職者数

# 保育分野における人材不足の現状②【神奈川県版】

## 保育士の求人・求職の動向

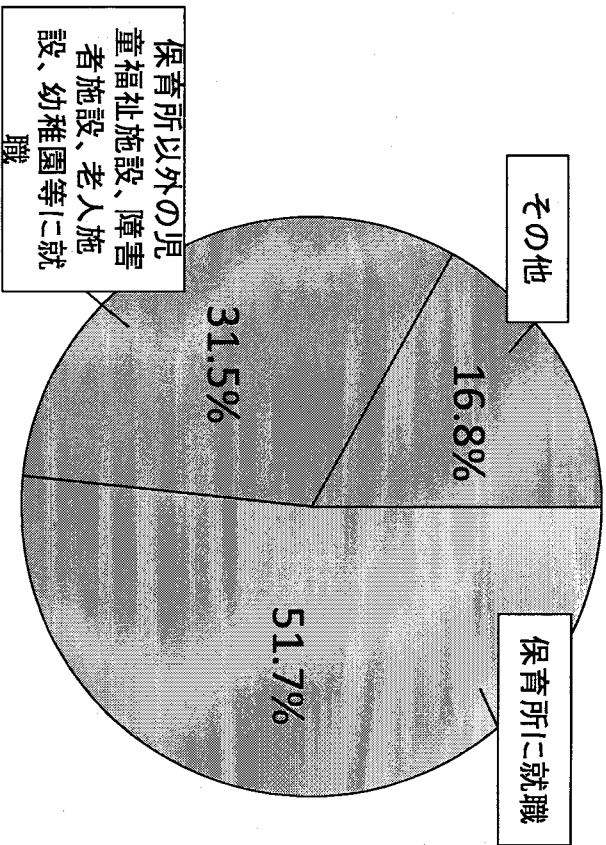


# 保育分野における人材不足の現状③

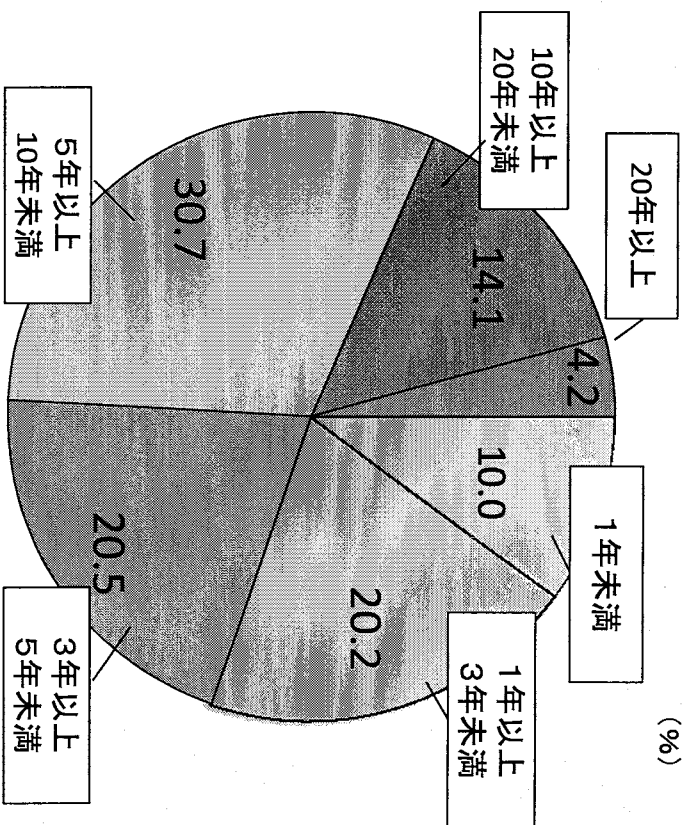
- 指定保育士養成施設卒業者のうち、約半数は保育所に就職していません。
- 保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者のうち、半数以上が保育士としての勤務年数5年未満であり、早期離職の傾向も顕著です。

## 保育士資格を有する求職者の状況

【保育士養成施設で保育士資格を取  
得して卒業した者の就職先】 (%)



【保育士としての勤務年数】 (%)



【出典】H24年度末厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

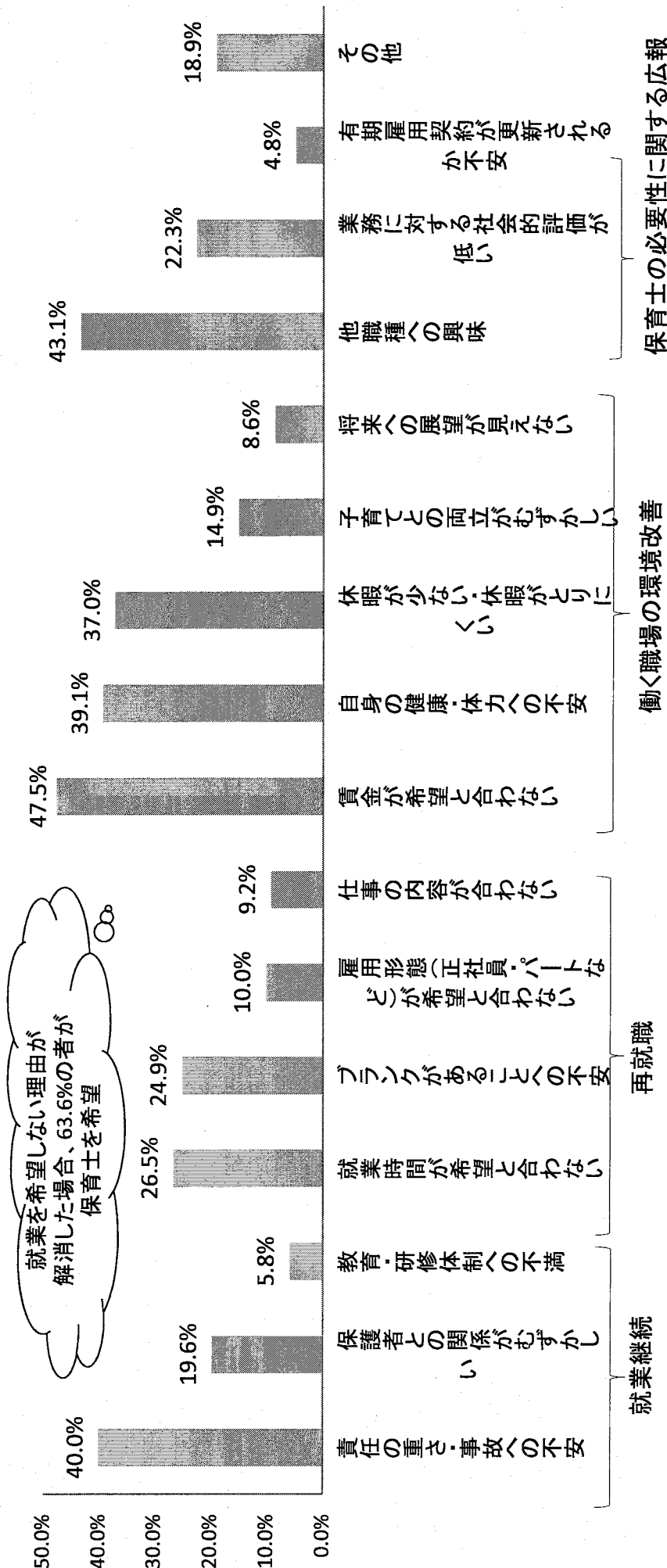
注)対象は、保育資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者のうち、保育士としての勤務経験があるもの  
【出典】厚生労働省職業安定局「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」(平成25年)

# 保育士としての就業を希望しない理由（複数回答）

ハローワークにおいて実施した、保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査結果をみると、

- ・責任の重さや事故への不安があると感じている者 40.0%
- ・再就職に当たりブランクへの不安があると感じている者は 24.9%
- ・賃金が希望と合わないと感じている者は 47.5%

となつている。



(出典) 保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査(職業安定局)  
ハローワークの保育士資格を有する求職者に対する調査結果(n=958) うち保育士としての勤務経験がある者が69.7%



## 年齢別に見た保育士への就業を希望しない理由

	就業時間が希望と合わない	賃金が希望と合わない	仕事の内容が合わない	休暇が少ない・休暇がとりにくい	雇用形態が希望と合わない	有期雇用契約が更新されるか不安	教育・研修への不満	保護者との関係がむずかしい	業務に対する社会的評価が低い	将来への展望が見えない	フロンタがあることへの不安	自身の健康・体カへの不安	責任の重さ・事故への不安	子育てとの両立がむずかしい	他職種への興味	その他																
																	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%		
20代 309人	75	24.3%	179	57.9%	35	11.3%	148	47.9%	19	6.1%	7	2.3%	21	6.8%	61	19.7%	86	27.8%	39	12.6%	35	11.3%	84	27.2%	101	32.7%	47	15.2%	173	56.0%	53	17.2%
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
30代 250人	83	33.2%	140	56.0%	17	6.8%	100	40.0%	30	12.0%	10	4.0%	16	6.4%	51	20.4%	55	22.0%	22	8.8%	58	23.2%	78	31.2%	91	36.4%	65	26.0%	100	40.0%	57	22.8%
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
40代 198人	50	25.3%	86	43.4%	23	11.6%	61	30.8%	27	13.6%	13	6.6%	6	3.0%	39	19.7%	41	20.7%	17	8.6%	64	32.3%	85	42.9%	81	40.9%	26	13.1%	69	34.8%	35	17.7%
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
50代 147人	37	25.2%	45	30.6%	10	6.8%	40	27.2%	17	11.6%	16	10.9%	9	6.1%	28	19.0%	26	17.7%	4	2.7%	58	39.5%	91	61.9%	82	55.8%	3	2.0%	55	37.4%	28	19.0%
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
60代以上 54人	9	16.7%	5	9.3%	3	5.6%	5	9.3%	3	5.6%	0	0.0%	4	7.4%	9	16.7%	6	11.1%	0	0.0%	24	44.4%	37	68.5%	28	51.9%	2	3.7%	16	29.6%	8	14.8%
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%

# 保育士の平均賃金等について

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.0歳	11.9年	324.0千円	67.6%	42.8歳	13.3年	359.8千円	32.4%	40.4歳	9.1年	249.4千円
保育士	100.0%	34.7歳	7.6年	213.2千円	4.1%	30.2歳	4.8年	225.4千円	95.9%	34.9歳	7.7年	212.6千円
幼稚園教諭	100.0%	32.1歳	7.5年	225.9千円	4.3%	39.3歳	11.1年	304.1千円	95.7%	31.8歳	7.3年	222.3千円
看護師	100.0%	38.0歳	7.4年	328.4千円	8.4%	35.2歳	6.1年	326.9千円	91.6%	38.3歳	7.5年	328.6千円
福祉施設介護員	100.0%	38.7歳	5.5年	218.9千円	33.5%	35.1歳	5.4年	235.4千円	66.5%	40.5歳	5.5年	210.6千円
ホームヘルパー	100.0%	44.7歳	5.6年	218.2千円	23.3%	40.0歳	3.7年	235.0千円	76.7%	46.2歳	6.2年	213.0千円

(※) きまって支給する現金給与額…労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。  
現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

(資料出所) 平成25年賃金構造基本統計調査

(参考) 短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計				男				女			
	年齢	勤続年数	賃金	年齢	勤続年数	賃金	年齢	勤続年数	賃金	年齢	勤続年数	賃金
全職種	44.7歳	5.6年	1,030円	42.7歳	5.0年	1,095円	45.5歳	5.8年	1,007円			
保育士	46.7歳	5.5年	981円	26.5歳	0.5年	908円	46.8歳	5.5年	981円			
幼稚園教諭	44.2歳	5.2年	1,066円	56.5歳	5.0年	1,295円	44.0歳	5.2年	1,061円			
看護師	44.9歳	5.4年	1,699円	43.6歳	5.7年	1,817円	45.0歳	5.4年	1,696円			
福祉施設介護員	49.6歳	4.3年	1,010円	55.2歳	3.9年	1,052円	49.0歳	4.3年	1,006円			
ホームヘルパー	54.4歳	6.6年	1,368円	53.6歳	4.0年	1,139円	54.5歳	6.8年	1,381円			

# キャリアアップ助成金について（平成26年度予算：159億円）

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（※1）の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用に応じたって】

「有期契約労働者等（※2）のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成することが必要。  
 組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。  
 ※1）正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。  
 ※2）短時間労働者及び派遣労働者を含む。

助成内容		助成額（額は大企業の額（短時間正社員は大規模事業主））										
		※下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和										
<b>正規雇用等 転換</b> (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」）した場合に助成	①有期→正規：1人当たり50万円（40万円） ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり30万円（25万円） ※1年度1事業所当たり①～③合わせて15人まで（②は10人まで） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円を加算 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円（大企業も同様）加算	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数が <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>100時間未満</td> <td>10万円（7.5万円）</td> <td>15万円（10万円）※</td> </tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td> <td>20万円（15万円）</td> <td>30万円（20万円）※</td> </tr> <tr> <td>200時間以上</td> <td>30万円（20万円）</td> <td>50万円（30万円）※</td> </tr> </table> ※ 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講する場合（平成26年10月1日施行予定）	100時間未満	10万円（7.5万円）	15万円（10万円）※	100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※	200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※
100時間未満	10万円（7.5万円）	15万円（10万円）※										
100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※										
200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※										
人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練（OFF-JT） 又は ・有期実習型訓練（「シヨブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練） を行った場合に助成	OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円）										
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）上乗せ										
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円（30万円）										
短時間正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	1人当たり20万円（15万円） ただし、有期契約労働者等から転換した場合、1人当たり30万円（25万円） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算										
パート労働時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を2.5時間未満から3.0時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円（7.5万円）										

(注) ①「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。  
 ③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る。



# 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）の概要

## 趣 旨

重点分野等の中小企業事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。  
雇用管理制度の導入等への助成を行うことにより、労働者の労働環境を向上させ、もって中小企業の魅力的な雇用創出を図る。

## 事業（拡充）の概要

重点分野等の中小企業が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。

◆ 助成対象

### 【重点分野事業主】

① 評価・処遇制度、② 研修体系制度、又は③ 健康づくり制度を導入した場合に助成

### 【介護関連事業主】

① 評価・処遇制度、② 研修体系制度、若しくは③ 健康づくり制度を導入、又は④ 介護福祉機器を導入した場合に助成

	重点分野事業主	介護関連事業主
① 評価・処遇制度	○	○
② 研修体系制度	○	○
③ 健康づくり制度	○(26年4月～)	○
④ 介護福祉機器	×	○

## 支 給 額

- ① 評価・処遇制度  
評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し、実施した場合、40万円を助成
- ② 研修体系制度  
教育訓練制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ③ 健康づくり制度  
法定外の健康診断、メンタルヘルス相談等の制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ④ 介護福祉機器（介護事業所のみ）  
介護福祉機器等を導入した場合、導入費用の1/2を助成（上限300万円）



○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二

条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村长（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）

は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生

活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

い。  
（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課

後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を

有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの



4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者平等に取扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家

族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密

接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用について

は、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了すること）を予定している者を含む。」とする。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算のあり方について、引き続き検討が行われる～子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議が開催される～ …… 1
- ・ 第58回全国保育研究大会（秋田大会）～すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして～参加申込受付中 …… 5
- ・ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第1回）が開催される …… 6
- ・ 保育所利用児童数は、226万人に～平成26年4月1日現在の保育所関連状況が公表される～ …… 6
- ・ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～ …… 7
- ・ 秋の全国交通安全運動が9月21日より始まる～子どもに対する交通安全教育の推進を～ …… 8

## ◆処遇改善等加算のあり方について、引き続き検討が行われる◆

～子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）  
合同会議が開催される～

去る9月17日（水）、国の「子ども・子育て会議（第18回）、基準検討部会（第22回）合同会議」が開催されました。

会議冒頭、先の内閣改造により新たに就任された、赤澤亮正内閣府副大臣ならびに



越智隆雄内閣府大臣政務官より、「平成 27 年 4 月に新制度が円滑に移行できるよう、制度の詳細設計、財源確保に取り組んでいく」旨のあいさつがありました。

今回は、(1) 処遇改善等加算、使途制限等のあり方について、(2) 私立幼稚園の意向調査結果について、(3) 認定こども園についての対応状況について、(4) その他(一時預かり事業〔幼稚園型〕の補助単価について等)について、意見交換が行われました。

以下、議事概要を報告します。

(1) 1. 処遇改善等加算のあり方について

前回の合同会議(7月31日開催)に引き続き、個別論点についての考え方や対応方針案が示された。

【個別論点①】加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

○ 職員の勤続年数の通算対象とする施設・事業は、下記に示したものとし、対象とするにあたっては、各施設・事業において前歴(職歴)の証明(例:在職証明等)に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みとしてはどうか。

● 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費で勤続年数の通算対象とする施設・事業

児童福祉施設や老人福祉施設等社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数

● 新制度の公定価格の設定に当たって求められる、現行の対象施設以外の施設・事業

① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業

② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設

③ 小学校等の教育施設

● 指導・監督等を通じて地方自治体が責任を負っていると評価される以下の施設・事業

① 地方単独事業による認可外保育施設

② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業

③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの

● 定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設

指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設、幼稚園併設の認可外保育施設

[当日の資料より全保協事務局整理]

【個別論点②】現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

○ 現行の民間施設給与等改善費の加算率区分の上限である勤続年数10年以上よりも長い場合の対応として、以下の2つのパターン(案)が示されていたが、パターン②による場合は、一律又は一部の施設(特に若年層の多い施設)において、加算率が引き下げられることになるため、現在の給与水準が維持できなくなることが懸念されることから、「10

年以上」よりも長い場合の対応が限定的にはなるものの、現行水準を維持できるパターン①によることとしてはどうか。(更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施)

**〔対応パターンの案〕**

- ①0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在実施している取組が継続して実施できるようにする。
- ②「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

**【個別論点③】 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み**

**【個別論点④】 キャリアアップに対応した仕組み**

**【個別論点⑤】 賃金改善等以外の処遇改善について**

- 個別論点④のキャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等、ii) 資質向上のための計画策定等 の要件のいずれも満たさない場合には、加算率に「0.9」を乗じて減算することとしてはどうか。(個別論点⑤における、任用等の要件整備や研修の実施等については、個別論点③や④でも担保が可能のため処遇改善等加算の加算率の要素としては含めない)

**【個別論点⑥】 行政における対応について**

- 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象の確認にあたり、すべての施設・事業類型の情報が集約されること、現行の民間施設給与等改善費における対応、子ども・子育て支援法に基づく計画においては、教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保、資質向上のために講ずる措置について規定することが求められていることの要素を考慮し、給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。※確認・取りまとめの具体的な程度については、現行の保育所運営費における対応を踏まえ、都道府県←→市町村間で決定

**(2) 私立幼稚園の意向調査結果について**

私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果は次のとおり。

**【調査概要】**

- 調査対象 全ての私立幼稚園（認定こども園※を構成しているものを含む。）
- 調査時点 平成26年7月
- 回収率 幼稚園 約98%、認定こども園（幼保連携型および幼稚園型） 約97%
- 幼稚園 6,805園のうち、①平成27年度に新制度に移行（検討中を含む）は22.1%（1,505園）、②平成27年度に新制度に移行しない（検討中を含む）は77.9%（5,300園）。
- 幼保連携型認定こども園 535園のうち、①新制度に移行は85.6%（458園）、②幼稚園と保育所に戻り、幼稚園については私学助成を受けるは11.2%（60園）、③上記以外は3.2%

(17園)。

- 幼稚園型認定こども園 391園のうち、①新制度に移行は 90.8% (355園)、②幼稚園に戻り、私学助成を受けるは 6.4% (25園)、③上記以外は 2.8% (11園)。

(3) 認定こども園についての対応状況について

- 認定こども園・私立幼稚園の公定価格・利用者負担について、認定こども園の公定価格に関するよくある誤解の例示や、幼稚園と認定こども園の同じ認定区分の 1号の基本分単価を比較すると認定こども園のほうが低い額に設定されている理由等について、説明がなされた。

(4) 一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価について

- 幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を地域子ども・子育て支援事業として創設したことにともない「幼稚園型」の要件等が示された。また、園児一日あたりの補助単価は、以下のとおり。

(1)基本分単価

①通常単価 400円〔1日当たり平均利用園児数8名(年間延べ利用見込み人数2,000人)を超える施設に適用〕

②小規模施設単価 利用規模(年間延利用見込み人数)に応じて算定した額

(2)休日単価 補助単価(園児1人当たり日額) 800円

※主に土曜日に実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3)長時間加算単価 補助単価(園児1人当たり日額) 100円

※1日当たり4時間(休日は8時間)を超えて実施する場合に、上記単価に加算。

処遇改善等加算のあり方については、各委員より概ね賛意が示されました。本会より委員として参画している佐藤秀樹副会長は、「前回の会議では、現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応については、パターン②を支持するとの意見を述べたが、今回の説明を伺いパターン①の整理もやむを得ないと思う。しかし、現行の民間施設給与等改善費の対象とならない職員(1日の勤務時間が6時間未満、1か月の勤務日数が20日未満等)がおり、新制度において処遇改善の対象となる職員の勤務形態等をどうするのかの検討が必要ではないか。また、用途制限等のあり方について社会福祉法人は、公的規制を受けており、解散時の残余財産は他法人

に引き継がれるか国庫に帰属することとなる。そうした規制があること整理をしたうえで検討すべきある。指導監督については会計に関する考え方は示されているが、子どもの処遇に関してはどういう基準での指導監督が行われるか、そういった点からの整理も必要である」旨の発言をしました。

今回は 10 月 24 日（金）開催の予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページ＞共生社会政策トップ＞少子化対策／子ども・子育て支援新制度＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## ◆第 58 回全国保育研究大会（秋田大会）～すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして～参加申込受付中◆

全国保育協議会は、11 月 12 日～14 日に秋田県秋田市において、第 58 回全国保育研究大会を開催いたします。

9 月 18 日現在、1,245 名の参加申込をいただきました。定員 1,700 名とし 9 月 24 日（水）が参加受付の締切となっています。引き続きお申込みを受け付けておりますので、会員皆さまからの更なるご参加申込につながりますよう、各都道府県・指定都市組織におかれましても、参加勧奨のお取り組みについてご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

お申込みは、大会申込受付サイトまたは、全保協ホームページに掲載の参加宿泊等案内書にてお申込みください。

○大会申込受付サイト (<https://amarys-jtb.jp/hoiku/> 運営元：株式会社 JTB 東北)

○全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>)

なお、第 8 分科会（開催地企画分科会／子どもの育つ環境づくり～レオナルドフジタと秋田の文化から学ぶ）は、お申込みが定員（100 名）に達したため、受付を終了いたしました。その他の分科会は引き続き受付中です。

## ◆教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第1回）が開催される◆

去る9月9日（火）、保育所などでの子どもの事故防止を目的に、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第1回）が開催されました。

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされています。この検討会では、施設・事業者による対応だけではなく、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するために設置されたものです。

今後は、事故が発生した際の報告の範囲、様式、公表等の運用のあり方やデータベース構築等の課題の検討について取りまとめを行い、子ども・子育て会議へ報告する予定となっています。また、年明けには、事故予防のガイドラインの検討や事後的な検証のあり方についての整理を行うこととなっています。

なお、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会に関する資料は、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku\\_hoiku](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku)

## ◆保育所利用児童数は、226万人に◆

～平成26年4月1日現在の保育所関連状況が公表される～

厚生労働省では、平成26年4月1日時点での保育所の定員や待機児童数の状況を取りまとめた。

概要は、以下のとおりです。

○保育所定員は234万人

増加数：平成25年4月→平成26年4月：4万7千人

【参考】

平成 21 年 4 月→平成 22 年 4 月→平成 23 年 4 月→平成 24 年 4 月→平成 25 年 4 月→平成 26 年 4 月

↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
(2.6 万人増) (4.6 万人増) (3.6 万人増) (4.9 万人増) (4.7 万人増)

○保育所を利用する児童の数は 2,266,813 人

前年から 47,232 人の増

【参考】

平成 21 年 4 月→平成 22 年 4 月→平成 23 年 4 月→平成 24 年 4 月→平成 25 年 4 月→平成 26 年 4 月

↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
(3.9 万人増) (4.3 万人増) (5.4 万人増) (4.3 万人増) (4.7 万人増)

・年齢区別では、3 歳未満が 31,184 人の増、3 歳以上は 16,048 人の増となっている。

○待機児童数は 21,371 人で 4 年連続の減少

- ・この 1 年間で待機児童数は 1,370 人減少した。
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から 2 減少して 338。
- ・100 人以上増加したのは、世田谷区 (225 人増)、大田区 (175 人増)、熊本市 (139 人増) など 6 市区。一方、福岡市 (695 人減)、川崎市 (376 人減)、名古屋市 (280 人減) などの 9 市区町は 100 人以上減少した。

○特定市区町村は 98 市区町村

- ・特定市区町村 (注) は前年から 3 減少し、98 市区町村となった。

注：50 人以上の待機児童がいて、児童福祉法で保育事業の供給体制の確保に関する計画を策定するよう義務付けられる市区町村。

なお、保育所関連状況とりまとめ資料は、下記の URL または、「厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014 年 9 月」からご覧いただくことができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057750.html>

## ◆ 「待機児童解消加速化プラン」 集計結果を公表 ◆

～約 19.1 万人の保育の受け皿拡大を予定～

厚生労働省では、このほど「待機児童解消加速化プラン」(以下、加速化プラン)

に基づく自治体の取組状況を取りまとめました。

加速化プランは、待機児童の解消に向けて、平成 25 年度からの 2 年間で約 20 万人分、平成 29 年度末までの 5 年間で合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組みに対して、国として出来る限り支援しようとするものです。

今回は、平成 26 年 5 月 30 日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 454 市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計を行いました。

概要は、以下のとおりです。

#### 【集計結果】

- 加速化プラン参加自治体数 454 市区町村 [351 市区町村]
- ・指定都市 20 市 (全ての指定都市) [20 市]
  - ・特別区 23 区 (全ての特別区) [23 区]
  - ・市町村 411 市町村 [308 市町村]
- \* [ ] 内の市区町村数は、昨年 8 月公表時点の参加自治体数。
- 加速化プラン不参加自治体数 1,288 市町村
- 保育拡大量 (平成 25・26 年度) 約 19.1 万人 [20.1 万人]
- ・参加自治体 16.1 万人 [16.2 万人]
  - ・不参加自治体 3.0 万人 [4.0 万人]
- \* [ ] 内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量。

なお、「待機児童解消加速化プラン」集計結果に関する資料は、下記の URL または、「厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014 年 9 月」からご覧いただくことができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057810.html>

## ◆秋の全国交通安全運動が 9 月 21 日より始まる◆

～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成 26 年度の秋の全国交通安全運動が、9 月 21 日～30 日の 10 日間にわたり実施

されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「子供と高齢者の交通事故防止」が運動重点の基本として位置づけられています。厚生労働省においても、この推進要綱にもとづき、平成 26 年秋の全国交通安全運動実施計画を作成しました。特に、子どもに対する交通安全教育の推進として、「保育所の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等を含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育の実施」等について、本会の会員保育所への周知に関する依頼がありました。

詳細は、別添の付録をご参照ください。

なお、平成 26 年秋の全国交通安全運動推進要綱やチラシは、下記の URL または、「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>もっと詳しく>普及啓発：全国交通安全運動」からご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h26\\_aki/youkou.html](http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h26_aki/youkou.html)



# くらし安全通信

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f707/>

ツイッター

[https://twitter.com/kurashi\\_anzen](https://twitter.com/kurashi_anzen)



## 目次

- ★若いボランティアの方々が大活躍!!
- ★交通事故や振り込め詐欺に気をつけて!!
- ★各種講座開催結果&開催案内
- ★安全・安心まちづくり交流集会&旬間出陣式
- ★イトーピア葉山自治会
- ★セーフティかながわユースカレッジ



神奈川県 安全防災局安全防災部 くらし安全交通課

電話 045-210-1111(内線3554) FAX 045-210-8953



横浜見聞伝スター☆ジャン・松林早紀さんが戸部警察署一日署長を務め、スター☆ジャン、タイガマンと一緒にクイズやダンスで楽しく防犯を教えました。



横浜市立岡野中学校「ちょいボラ隊」の生徒有志が、夏休み安全・安心宣言に続き、元気で楽しい夏休みに願いをこめて和太鼓を力強く演奏しました。



県防犯セキュリティ協会が、最新の防犯設備を展示・説明しました。



# 若いボランティアの方々が大活躍!!

夏休み安全・安心キャンペーン / 7月28日新都市プラザ

セーフティかながわユースカレッジ生徒・学生の活躍ぶりから



フェリス女学院大学と明治学院大学の学生が、司会を担当しました。



県立上鶴間高校の生徒有志が、寸劇により「振り込め詐欺」の手口をわかりやすく解説しました。また、県質屋防犯協力会や防犯活動サポーターをはじめ、当日の参加者の皆さんと協力して、街頭キャンペーンを実施しました。

ユースカレッジはこちら……

# 神奈川の交通安全

神奈川県交通安全シンボルマーク

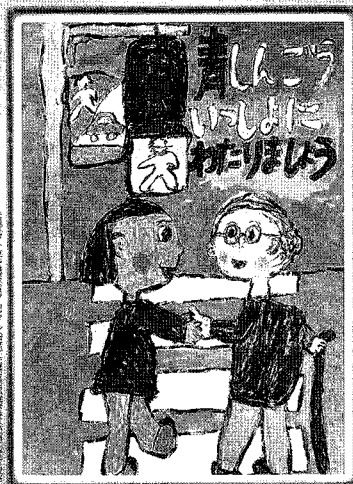


踏切内での悲惨な交通事故をなくすため、鉄道各社やボランティアの方々と、踏切を安全に渡ってくださるよう、広く県民に呼び掛けました。  
〔7月22日 横浜駅西口〕

安全は

心と時間の

ゆとりから



高齢者  
模範を示そう  
交通安全  
高齢者交通事故防止運動

神奈川県交通安全対策協議会 神奈川県・市区町村・神奈川県警察

## 交通事故や振り込め詐欺に気をつけて!! 県交通安全母の会連合会



交通安全の輪を家庭から学校、職場、地域に広めるボランティア県交通安全母の会連合会では、遠くに出かけることが少なくなった高齢者のお宅を訪問し、お話ししながら交通安全意識を高めていただく活動を続けています。

昨年、高齢者が踏切を渡りきれずに事故に至った例や、急増した振り込め詐欺被害者の多くが高齢者であったことから、今年は、これらの事故や被害に遭わないポイントもアドバイスしています。秋の日は釣瓶落とし! 秋本番を迎える前に、私たちからのメッセージをお伝えします。

夜間の(帰りが夜間となる)外出には、明るい色の服や夜光反射材を身に着け、周囲の車に気付いてもらいましょう。

秋の夕暮れは早く訪れます! 自転車の前照灯(ライト)を早めに点けて、対向車や歩行者に存在を知らせましょう。

電話でお金を要求する息子や孫は、詐欺を疑い、家族しか知らない合言葉等で確認しましょう。

**困ります!** 自転車置きざり知らんぷり

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン 期間 10/1~31

駅前に自転車を放置しないでください。放置自転車は、パトカー、救急隊などの緊急車両や歩行者の通行をせまらせるなど、みんなの迷惑となっています。また、放置自転車の処理には、たくさんのお金がかかります。一人ひとりが放置しないよう自転車マナーを守りましょう。

通れない、危ない「みんなの迷惑」

神奈川県交通安全対策協議会  
神奈川県・市区町村・神奈川県警察  
首都圏放置自転車対策協議会  
〔東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・千葉市・さいたま市〕

**正しいルールで 安全第一!**

平成26年 9.21日~9.30日

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用・性達及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

秋の全国交通安全運動

子供と高齢者の交通事故防止

内閣府

## かながわ犯罪被害者サポートステーション

殺人、傷害、強盗、性犯罪など様々な犯罪被害を受けられた方からの相談をお受けしています。

☎ 045-311-4727

(月~土: 9時~17時 \*祝日を除く)



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョウとちゃん」



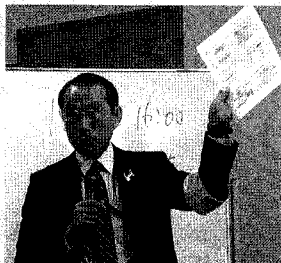
開催しました。

## 自主防犯活動専門講座



江崎 澄孝氏(元 神奈川県警生活安全部長)の巧みな話術で防犯組織のマネジメントについて楽しく学びました。

また、谷川 威人氏(防犯コンシェルジュ)からは防犯設備を学び、県防犯セキュリティ協会による防犯設備の展示・解説で知識を深めました。



〔7月15日 かながわ県民センター〕

県内各地で  
今後開催!

# 防犯指導者養成セミナー

これが空き巣の手口だ！  
地域の絆で犯罪を遠ざけよう!

日時: 10月8日(水) 13:30~  
会場: ヴェルクよこすか6階ホール  
講師: セキュリティ4A 理事長 柿岡守一氏  
ステップ総合研究所長 清永奈穂氏

子どもたちを守る!  
地域の安全力をもっと元気に!

日時: 11月12日(水) 13:15~  
会場: 相模原市民会館3階第1大会議室  
講師: 安全インストラクター 武田信彦氏

振り込め詐欺の心理学

日時: 11月14日(金) 14:30~  
会場: 県藤沢合同庁舎5階大会議室  
講師: 立正大学心理学部教授 西田公昭氏

市民は振り込め詐欺に  
どう立ち向かうか!

日時: 11月29日(土) 10:30~  
会場: 小田原市民会館6階 第6・7会議室  
講師: ステップ総合研究所特別顧問 清永賢二氏

「敵」を知り犯罪被害から身を守ろう  
(振り込め詐欺や空き巣対策)

日時: 12月12日(金) 14:00~  
会場: 横浜市都筑区役所6階大会議室  
講師: 法政大学文学部心理学科教授 越智啓太氏

新規防犯ボランティア講習会

日時: 10月31日(金) 10:15~  
会場: 鎌倉生涯学習センター4階第6集会室  
内容: (午前) 防犯活動の基礎知識やポイント  
(午後) 防犯パトロール体験

問合せ: 県くらし安全交通課推進グループ  
☎ 045-210-3520

10/11/10/20 安全・安心まちづくり旬間一斉パトロールをお願いします

## ケータイ・インターネット等安全教室

携帯電話・スマートフォンやインターネットの基本的操作から安全利用の教室を開催しています。お申込みは各事業者へ直接。

対象: 小・中・高校、地域コミュニティなど  
申込用紙: <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/46044.pdf>

- ◎NPO法人NPO 情報セキュリティフォーラム
- ◎(株)NTT ドコモ神奈川支店
- ◎KDDI (株)

## 青パト活動を応援します!

県内のタイヤ館(ブリヂストンリテールジャパン(株))13店舗において、青色防犯パトロール車の無料点検などの支援が、7月10日から受けられるようになりました。

- ◎タイヤのエア一点検を含む安全点検
- ◎販売品優待
- ◎トイレ・休憩利用

問合せ: 県警察本部犯罪抑止対策室  
ボランティアサポートダイヤル

☎ 045-662-5511

## 安全・安心まちづくり交流集会 & 旬間出陣式

日時: 10月9日(木) 10:30~16:10 会場: ホテル横浜ガーデン  
内容: (午前) 基調講演、優良事例発表と意見交換会 (午後) 分科会、功労者等表彰式、旬間出陣式  
問合せ: 県くらし安全交通課企画グループ ☎ 045-210-3517(直通)

## 地域活動情報

〈 向こう3軒両隣への声かけが、一番の防犯活動 〉

# イトーピア葉山自治会

イトーピア葉山団地は、理想郷“ユートピア”からネーミングされ、住民一人ひとりが防災や防犯、まちなみの美しさに配慮する、葉山町北部の閑静な住宅地です。

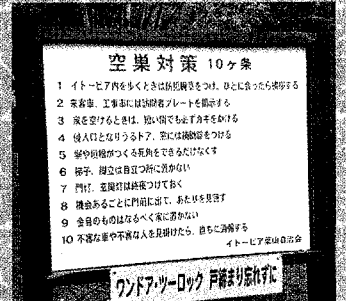


### 組織的な自治会活動が自慢

全地域 636 戸を 33 ブロックに分け、各ブロックの年度委員が、防犯をはじめとした各分野に属して、組織的な活動を進めています。

### 私たちが考えた防犯

青パトや徒歩による定例パトロールのほか、毎月27日は葉山警察署と合同パトロールを実施します。また、ウォーキングや犬の散歩にでかけるときにも“防犯”腕章の着用を呼びかけ、パトロールを補完します。



さらに、住民以外の来訪車両には、訪問先入りのプレートをフロントガラスに掲示していただき、不審車の侵入を予防します。

### 住民同士のつながりが一番

昨年、白昼に勝手口をこじ開ける手荒な空き巣の被害が発生し、今年の3月、防犯カメラを設置しました。

でも、声かけやあいさつを徹底し、住民同士が顔見知りになれば、不審者はすぐにわかります。こうした防犯活動によって、最新の犯罪状況や住民の様子など、地域で情報の共有化が進みました。

(会長 吉田 勲)

## セーフティかながわユースカレッジ

第2回研修会を開催しました！学生・生徒企画会議委員による振り込め詐欺の寸劇実演やクイズ形式の演習、情報交換会等を行いました。〔8月18日 横浜市開港記念会館〕

生徒・学生の活躍  
ぶりはこちら…

二俣川駅  
構内



セーフティかながわユースカレッジでは、12月14日に第3回研修会を予定しています。